



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)
平成15年
12月10日
(水曜日)
第 12392号

目 次

○青少年に有害な図書等の指定

○公有水面埋立てに関する工事の竣工認可

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○ 告 示

- 県営平尾地区土地改良事業計画変更決定
- 平成十五年佐賀県水産業改良普及員資格試験の実施

教育委員会事項

(農村計画課)
(漁政課)
(公 告)
六 四 三

(六〇一・児童青少年課)
(六〇二・水産漁港課)
(六〇三・道路課)
(六〇四・
(六〇五・
(六〇六・
)))))))
二 二 二 二 二 二

佐賀県知事 古川康

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。
平成十五年十二月十日

● 佐賀県告示第六百一号

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	15-242	レディースコミック〔微熱〕 1月号	セブン新社	09663-1	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15-243	レディースコミックSpecial AYA 1月号	宙出版	09671-1	
"	15-244	本当にあった人妻の浮気話 1月号	株大洋図書	18123-1	
"	15-245	漫画ダイナマイト 1月号	辰巳出版(株)	05979-1	
"	15-246	漫画バンプ 1月号	株東京三世社	05955-1	
"	15-247	ザ・ベスト MAGAZINE No. 236 1月号	KKベストセラーズ	14003-1	
"	15-248	URECCO gal 1月号	ミリオン出版	01865-1	
"	15-249	Dr. ピカソ No. 106 1月号	株バウハウス	06635-1	
"	15-250	BACHELOR〔月刊バチエラー〕 1月号	株ダイアプレス	07537-01	

●佐賀県告示第六百二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、
次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十五年十二月十日

佐賀県知事 古川康

一 竣功認可年月日 平成十五年十二月二日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 藤津郡太良町大字多良一番地六

(2) 名称 太良町

(3) 代表者の氏名 太良町長 百武豊

三 埋立区域及び面積

(1) 位置

藤津郡太良町大字糸岐字破瀬ノ浦三三八九番一並びに三三八八番二及び

三三八九番一に接する道路の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結ぶ春

分・秋分の満潮位（DLプラス六・〇メートル）における公有水面と陸地
との境界線により囲まれた区域

①の地点 藤津郡太良町大字糸岐字破瀬ノ浦三四一二番三地先の道路内に

設置された国土調査基準点（北緯三一度五九分四七秒、東経一三

〇度一分二二秒）から四五度四二分一四秒一四五・七一メート
ルの地点

②の地点 ①の地点から二五六度〇五分一六秒三・〇三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二六〇度二七分二九秒三・七九メートルの地点

④の地点 ③の地点から二六二度五三分二〇秒八・一二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二七〇度二六分一二秒〇・五三メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二七〇度〇〇分二〇秒一〇・四二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二六九度三一分三六秒三・〇三メートルの地点

(3) 面積 四四・〇〇平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 平成十二年三月二十三日

(2) 番号 佐賀県指令十一漁港第百三十号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名

太良町

●佐賀県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路
の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十五年十二月十日から平成十六年一月九日
まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十日

佐賀県知事 古川康

山崎町切線		県道	道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区	の 区	域
前	後				変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
		東松浦郡相知町大字山崎字山崎三四	一一番一地先から				
		東松浦郡相知町大字中山字大谷三七	五〇番一地先まで				
六八・二	一一・五	東松浦郡相知町大字山崎字山崎三四	一一番一地先から	五六・七	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
七・六	一、九一七・〇	東松浦郡相知町大字中山字大谷三七	五〇番一地先まで	一、八九〇・五			

●佐賀県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十五年十二月十日から平成十六年一月九日まで佐賀県土木部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	東松浦郡相知町大字山崎字山崎三四一一番一 地先から 東松浦郡相知町大字中山字大谷三七五〇番一 地先まで	平成一五・一一・一〇

●佐賀県告示第六百五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十五年十二月十日から平成十六年一月九日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字本部字新ヶ江一四 五九番五地先から 一五番一まで	後	三六・八 九・四	一〇八・七
前	三六・八 九・二	一〇八・七		

○公示

県営土地改良事業（ため池等整備）平尾地区の変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年12月10日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十五年十二月十日から平成十六年一月九日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字本部字新ヶ江一四 五九番五地先から 一五番一まで	平成一五・一一・一〇

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（ため池等整備）平尾地区の変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年12月11日から平成16年1月16日まで
- 3 縦覧の場所
玄海町役場

佐賀県水産業改良普及員資格試験要綱（平成2年佐賀県告示第458号）第2条の規定により、平成15年度佐賀県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施します。

平成15年12月10日

佐賀県知事 古川 康

- 1 試験の日時
平成16年1月21日（水曜日）
9時から12時30分まで 筆記試験
13時30分から15時まで 口述試験
- 2 試験の場所
佐賀県庁新行政棟9階91号南会議室（佐賀市城内一丁目1番59号）
- 3 受験資格

次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

- (1) 別記第1に掲げる教育機関において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者で1の試験期日から起算して1年以上内に卒業見込みのもの

- (2) 別記第2に掲げる教育機関において水産業に関する正規の課程を修めて卒業した者であって、1の試験期日までに当該教育機関における修業年限と別記第3に掲げる試験研究機関若しくは教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、国、地方公共団体その他法人格を有する団体において水産業に関する技術の普及若しくは指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間の合計が4年以上のもの

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると知事が認める者

4 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験により行います。

- (1) 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる必ず科目及び同表の右欄に掲げる選択科目について行います。

区分	必ず科目	選択科目
1 の(1)に該当する者	1 漁業経営 2 教育方法	沿岸漁業学、漁場学、漁具学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物処理法、水産製造学、水産生物学、水産増殖学、水産土木学又は水族病理学のうち2科目
1 の(2)又は(3)に該当する者	1 漁業経営 2 生物、物理又は化学のうち1科目 3 教育方法	同 上
5 受験手続	(1) 提出書類等	試験を受けようとする者は、次に掲げる書類及び写真を提出してください。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 3の(2)に該当する者については、受験資格を有することを証明する書類
- (5) 写真（提出前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面及び手札型（8センチメートル×10.5センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

(2) 受験願書等の用紙の交付

(1)のア、イ及びエの用紙は、佐賀県水産林務局漁政課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）で交付します。

(3) 受験に要する書類の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年12月17日（水曜日）から平成16年1月7日（水曜日）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

なお、郵送による場合は、平成16年1月7日の消印のあるものまで受け付けます。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

(4) 受験に関する書類の提出先

試験を受けようとする者は、(1)の書類及び写真を佐賀県水産林務局漁政課に提出してください。

6 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は平成16年2月中旬に佐賀県水産林務局漁政課前に掲示するとともに、合格者に対してはその旨を通知し、後日合格証書を交付します。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、口頭での開示請求は、受験者本人に限ります。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に漁政課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点	合格発表の日から1か月間	水産林務局漁政課（県庁9階） 佐賀市城内一丁目1番59号

8 その他

受験手続その他詳細については、佐賀県水産林務局漁政課（電話 0952-25-7143）に問い合わせてください。

なお、郵便で問い合わせる場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

別記第1

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学

2 独立行政法人国公立文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政

3 学校教育法による高等専門学校

4 独立行政法人国公立水産高等学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産高等学校

5 旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産高等学校（政令第253号）による水産高等学校

別記第2

1 学校教育法による高等学校

2 前号に掲げる教育機関を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学又は入所の資格とする教育機関

別記第3

1 国又は地方公共団体の水産業に関する試験研究機関

2 学校教育法による高等学校

3 前号に掲げる教育機関と同等以上の教育機関

次のとおり落札者等について公告します。

平成15年12月10日

○ 総括概要併記

佐賀県教育委員会教育長 吉野健一

収支等命令者

- 1 委託業務名
佐賀県生涯学習情報提供・施設利用システム詳細設計・開発業務
- 2 契約の相手方を決定した手続き
総合評価一般競争入札

- 3 入札公告を行った日
平成15年9月22日

- 4 落札決定日
平成15年11月14日

- 5 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社佐賀電算センター 代表取締役 田中進
(2) 住所 佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7

- 6 基礎点、加点及び価格点の合計点数 989.73点
- 7 落札価格 39,710,000円

- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 佐賀県教育厅生涯学習課
(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

平成15年12月10日(水)

報公県賀佐